

## 資料編

(1) 子どもの読書活動推進に関する法律(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）〔抜粋〕

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確率とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本に親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの

参加については、その自主性を尊重すること。

(2) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成14年8月 国会報告)〔抜粋〕

## 第2章 基本的方針

### 1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作りに配慮することが必要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることが肝要である。そして、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

### 2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実に努めることはもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが肝要である。

このような観点から、国は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進とともに、必要な体制の整備に努める。

### 3 子ども読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に広く理解と関心を深める必要がある。

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていく。子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

第二次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成20年3月11日 国会報告)  
(抜粋)

第2章 第一次基本計画期間における取組・成果と課題

1 第一次基本計画期間における取組・成果

第一次基本計画期間において、以下のような取組が進んだ。

平成18年度末までに、全都道府県において法律第9条第1項に基づく「都道府県子ども読書活動推進計画」(以下、「都道府県推進計画」という。)が定められた(注1)。

公立図書館と連携する学校が大幅に増加した(平成14年度:45.5パーセント,平成18年度:52.5パーセント)(注2)。

平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭が必置となり、12学級以上のほとんどの学校で発令されている(注3)。また、学校においてボランティアとの連携・協力が進み、特に、小学校におけるボランティアとの連携が進んだ(平成14年度:35.2パーセント,平成18年度:69.6パーセント)(注4)。

学校図書館における図書数が一定程度増加する(平成14年度から平成17年度にかけて約1,550万冊増加)(注5)とともに、図書情報のデータベース(注6)化が進んだ(平成14年度:26.9パーセント,平成18年度:41.5パーセント)(注7)。

平成14年度から平成18年度にかけて、「子どもゆめ基金」(注8)により、子どもの読書活動を支援する1,685団体への助成が行われた。

(注1)平成18年度『都道府県子ども読書活動推進計画』及び『市町村子ども読書活動推進計画』の策定状況に関する調査結果(文部科学省)より

(注2)平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注3)平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注4)平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注5)平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注6)データベース:必要に応じて資料等を検索できるように、コンピューターの磁気テープやディスクに組織的に蓄積したデータの集合のこと。

(注7)平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注8)子どもゆめ基金:独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成金を交付する。

第一次基本計画期間における成果としては、以下のようなものが挙げられる。

平成13年度、15年度に行われた教育課程実施状況調査及び平成19年度に行われた全国学力・学習状況調査によると、平日における読書を「全く、または、ほとんどしない」(全国学力・学習状況調査においては「全くしない」と答えた割合は、小学生・中学生いずれも減少傾向にある。特に、中学生の減少は著しく、平成13年度から19年度にかけて約17ポイントの減少となった。また、平成14年度、15年度、17年度に高校生を対象に行われた教育課程実施状況調査においても、若干の減少傾向が見られた。

公立図書館では、児童書の貸出冊数が増加する(平成13年度:約12,500万冊,平成16年度:約13,500万冊)とともに、児童の帯出者数も増加した(平成13年度:約

2,160万人、平成16年度：約2,360万人)(注9)。児童室を有する図書館が増加した(平成14年：1,751館、平成17年：1,870館)(注10)。

全校一斉の読書活動を行う学校が増加した(平成14年度：74.3パーセント、平成18年度：84.2パーセント)(注11)。また、読み聞かせや「ブックトーク」(注12)を行う学校も増加した(平成16年度：46.8パーセント、平成18年度：52.2パーセント)(注13)。

(注9)平成14年度及び平成17年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

(注10)平成14年度及び平成17年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

(注11)平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注12)ブックトーク：子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

(注13)平成16年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

## 2 第一次基本計画期間における課題

一方、第一次基本計画期間を経て、以下のような課題が見られた。

第一に、子どもたちの読書の取組状況について、依然、学校段階における差が生じている点である。例えば、平成15年度に行われた教育課程実施状況調査によると、平日において読書を「全く、または、ほとんどしない」と答えた割合は、小学生28.3パーセント、中学生47.9パーセント、高校生61.3パーセントと、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあり、今後は、中学生・高校生といった世代の読書活動の推進が課題である。

第二に、読書活動推進に向けた取組について、地域間の差が依然として顕著な点である。例えば、平成18年度末までに、法律第9条第2項に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」(以下、「市町村推進計画」という。)を策定している市町村は24パーセント、策定に向けた作業を進めている市町村は15パーセント、策定に向けた検討を進めている市町村は34パーセントである一方、いまだ策定に向けた検討に入っていない市町村が28パーセントを占める(注14)など、市町村推進計画の策定状況にばらつきが見られる。また、平成17年現在も、市(区)町村別の公立図書館設置率は、市(区)97.9パーセント、町53.9パーセント、村22.0パーセントと、小規模自治体になるにつれ、図書館の設置が遅れている状況が続いている(注15)。小学校一校当たりの図書購入費(年間)の平均額を都道府県別に比較すると、最低17.8万円から最高67.2万円(平成17年度)と約50万円の開きが見られ(注16)、地域間の差が歴然としている。

第三に、学校図書館資料(注17)の整備が不十分な点である。学校図書館資料については、第一次基本計画策定時から改善傾向にあるものの、平成17年度末における学校図書館図書標準(注18)の達成状況は、小学校で40.1パーセント、中学校で34.9パーセントにとどまっている(注19)。

第四に、子どもたちの読解力の低下である。平成16年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」により、我が国の子どもたちの読解力が低下傾向にあることが示された。平成19年に公表された同調査からも、引き続き読解力の向上が課題であることが明らかになった。読書習慣がある子どもほど読解力に優れている傾向にあることから、読解力の

向上のため、新聞や科学雑誌なども含めた、幅広い読み物に親しむことの必要性が指摘されている。また、「読む力」は「書く力」や「考える力」にも関連しており、読書後に自分の思いや考えを話したり書いたりする取組ともあわせた活動の重要性も指摘されているところである。

(注 14) 平成 18 年度『『都道府県子ども読書活動推進計画』及び『市町村子ども読書活動推進計画』の策定状況に関する調査結果』(文部科学省)より

(注 15) 平成 14 年度及び平成 17 年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

(注 16) 平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注 17) 学校図書館資料：学校図書館法第 2 条に規定する「図書館資料」をさす。以下、同じ。

(注 18) 学校図書館図書標準：平成 5 年に設定された学校図書館図書整備の目標。

(注 19) 平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)より

### 第 3 章 基本的方針

第 2 章において示された取組・成果と課題、情勢の変化等を踏まえ、次の基本的方針の下、子どもの読書活動の推進に取り組む。

#### 1 子どもの自主的な読書活動の推進

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個々人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、法律第 2 条や文字・活字文化振興法第 1 条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。

#### 2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。まず、子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

### 3 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境作りが重要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように努めることが重要である。このため、発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りを努めることが肝要である。あわせて、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

### 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿を見たりするなどして読書意欲を高めていく。このように、子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者、教員、保育士等子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する気運を一層高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に理解を広め、関心を高める必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

## (3) 福岡県子ども読書推進計画(平成16年2月 福岡県教育委員会)〔抜粋〕

### 基本的な考え方

#### 1 基本目標

##### (1) 読書の意義

福岡県は、「将来の夢や目標を持ち、それに向かって努力する人間性豊かな青少年の育成」を目指す県民運動「青少年アンビシャス運動」を推進しています。

平成13年の「青少年アンビシャス運動100人委員会」(会長：江崎玲於奈芝浦工業大学学長)中間報告において、運動展開の3つの原則と「子どもがアンビシャスになるための12の提案」が掲げられました。

その提案の一つが、「読書をしよう」というものです。提案では、「自分の意見をしっかり持ちつつ、他人とのコミュニケーションをするためには、日ごろからしっかりした考え方や順序よく話すことが必要です。そうした能力を養うのは読書です。読書により知識を得、考えを深めることができます。読書は他人を思いやる心や自己の内面を見つめ直すまたとない機会です。」としています。

この「福岡県子ども読書推進計画」において、読書活動とは、読書という本を読む行為と、読書に関する様々な活動とを併せたものをいいます。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

平成15年度の第49回学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によれば、1カ月の平均読書量は、小学生が8.0冊、中学生が2.8冊、高校生が1.3冊と、年齢とともに本を読まなくなっています。また、1カ月間に1冊も本を読まなかった者の割合は、小学生9.3%、中学生31.9%、高校生58.7%で、依然として子どもの読書離れが深刻な状況であることがうかがえます。

福岡県では、平成12年の「子ども読書年」を契機として、子どもの読書活動を推進するために、10分間読書運動の実践、本の読み聞かせなどによる子どもの読書活動の推進、読書ボランティアの育成とその活用促進などの施策を積極的に推進してきたところです。「朝の10分間読書」等では、「学級の態度が落ち着き、集中力が増した」などの報告がなされており、さらにその取組の輪が広がっています。また、県内において、乳児と保護者がともに絵本に親しむことができる機会を提供するブックスタート運動に取り組む市町村も増えています。

子どもの読書活動の推進は、社会や学校が抱えている今日的な課題を解決する一方策であることを認識し、県全体でその取組を推進していく必要があります。

## （2）計画の目標

子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、自主的な読書活動が推進できるような環境の整備を推進します。

子ども（おおむね18歳以下を指します。）の読書活動を推進するためには、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの子どもの発達段階・個性に応じて、人間形成に役立つ質の高い本と出会うきっかけを作り、興味・関心を高め読書活動の範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

乳幼児期においては、保護者による本の読み聞かせが主となります。子どもは絵本の絵を見ながら語りかけられることにより、想像力を高め、言葉を学ぶだけでなく、保護者と子どもの絆が強まり、読書を楽しむきっかけが生まれます。

また、地域の図書館等を利用して、親子や家族など大人と子どもが共に読書を楽しむ時間を作ることも大切です。

小学生は、文字を覚え、徐々に主体的に読書を行う習慣を身に付けていきますが、読書の楽しさを体験できる機会を設け、読書に対する興味・関心を一層高め、読書を習慣付けることが重要です。

中学生・高校生では、読書を習慣付ける取組を継続するとともに、読書活動の幅を一層広げるために、多様な興味・関心に応じた読書環境の整備が重要です。

そのためには、学校における教育活動の中だけでなく、あらゆる機会を通して、学校図書館や地域の図書館、読書推進ボランティア団体・グループなどが、それぞれ子どもの読

書活動を推進するために期待される役割を果たすとともに、相互に連携した取組を進めることが必要です。

## 2 計画の位置付け

「福岡県子ども読書推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項に規定される「県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」であり、また同条第2項の「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するに当たっての基本となるものです。

なお、福岡県の県政運営の長期的指針である「ふくおか新世紀計画第2次実施計画」(平成14年度)の中には子どもの読書活動の推進が位置付けられており、この「福岡県子ども読書推進計画」は、今後の福岡県内の読書に関するあらゆる機関、施設、団体等が、子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

## 3 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進するため、4つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

### 4つの基本方針

- 1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実
- 3 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

#### (1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書に関する環境として、大きく「家庭」、「地域」、「学校」があげられます。

まずは、「家庭」、「地域」、「学校」が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。

「家庭」は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割を持っており、また、「地域」とともに、完全学校週5日制に伴う休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

「地域」は、域内に存在する子どもの読書活動に関係する施設、機関、団体・グループなどであり、特に図書館は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。図書館を中心に、読書活動推進団体等が従来から行っている読書活動の推進のための取組を一層充実させる必要があります。

「学校」は、国語などの各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを通じて、多様な読書活動が展開されているところです。また、学校図書館を活用した一層の子どもの読書活動の推進が期待されています。

(2) 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実  
子どもの読書活動を推進するためには、身近な図書館・学校図書館などが中心となった施策の推進が重要で

す。

また、子どもが身近なところで求める読書活動ができる環境の整備を図る上から、地域の実情に応じて、移動図書館車や各種施設を活用した図書室・図書コーナーの整備充実が必要です。

#### (3) 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進していくためには、それぞれの関係施設が有機的に連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。

特に、子どもの読書活動の推進の中心となる地域の図書館と学校図書館の連携を一層推進していく必要があります。

#### (4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、県民に対して理解と関心を深める必要があります。

子どもは、読み聞かせによって保護者の愛情とともに読書の楽しみを知り、また、大人の読書に対する認識が、子どもの読書意欲を高めます。

特に、保護者、教職員、保育士等が、子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することによって、各関係機関、団体等が行う読書推進の取組がスムーズに実施できます。

また、書店商業組合(1)を通じた各書店との連携・協力によって、さらなる子どもの読書推進を図ることが期待できます。

## 4 計画期間

「福岡県子ども読書推進計画」の期間は、平成15年度から平成19年度までの5年間とします。

### 1 書店商業組合

県内の新刊書を販売している書店の大半が参加している、法のもとに経済産業省からの認可を受けた書店団体であり、その社会的役割が大きいことから、良書を普及させるため様々な社会活動を行っている。

#### (4) 春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会設置要綱(平成20年10月28日 教育委員会告示第12号)

##### (設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、春日市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)の案を作成するため、春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 連絡会は、以下に掲げる事務を所掌する。

##### (1) 計画に係る調査研究に関すること。

- ( 2 ) 計画の案の検討に関すること。
- ( 3 ) その他計画の案の作成に関すること。

( 委員 )

第 3 条 連絡会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が選出し、依頼する。

- ( 1 ) 学校教育部教務課職員
- ( 2 ) 学校教育部学校教育課職員
- ( 3 ) 学校教育部社会教育課職員
- ( 4 ) 健康福祉部こども未来課職員
- ( 5 ) 健康福祉部子育て支援課職員
- ( 6 ) 健康福祉部福祉支援課職員
- ( 7 ) 地域生活部地域づくり課職員
- ( 8 ) 春日市立小学校司書教諭
- ( 9 ) 春日市立中学校司書教諭
- ( 10 ) 春日市立小学校学校司書
- ( 11 ) 春日市立中学校学校司書
- ( 12 ) 春日市幼稚園教諭
- ( 13 ) 春日市立保育所保育士
- ( 14 ) 子ども文庫・読書サークル連絡会会員
- ( 15 ) 学校読書ボランティアに携わる者

2 委員は、市の非常勤特別職員としての身分を有しないものとする。

( 依頼期間 )

第 4 条 委員の依頼期間は、2 年以内とする。ただし、依頼期間中であっても、教育委員会は依頼を解くことができるものとする。

( 会長及び副会長 )

第 5 条 連絡会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

( 庶務 )

第 7 条 連絡会の庶務は、社会教育部図書館において処理する。

( その他 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 〔5〕 春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職
学校教育部教務課職員	東 和男	会長 教育委員会指導主幹 福岡教育大学大学院教授
	太郎良光男	教育委員会指導主幹
学校教育部学校教育課職員	高瀬光弘	学校教育課
学校教育部社会教育課職員	中野又善	副会長 社会教育課
健康福祉部こども未来課職員	三重野通和	こども未来課
健康福祉部子育て支援課職員	古閑きみ子	子育て支援課
	春日 昇	子育て支援課
健康福祉部福祉支援課職員	末次明美	福祉支援課
地域生活部地域づくり課職員	主藤 力	地域づくり課
	杉浦かおり	地域づくり課
春日市立小学校司書教諭	齋藤嘉美	春日西小学校
春日市立中学校司書教諭	木下佳子	春日東中学校
春日市立小学校学校図書館司書	米田留美	春日小学校学校
春日市立中学校学校図書館司書	大澤由美子	春日南中学校学校
春日市幼稚園教諭	黒永佳子	森の木幼稚園
春日市立保育所保育士	城戸敦子	春日原保育所
子ども文庫・読書サークル連絡会会員	前園敦子	子ども文庫・読書サークル連絡会
学校読書ボランティアに携わる者	徳永明子	学校読書ボランティア

## 〔6〕春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会開催経過

期 日		事 項
平成20年	10月 7日	春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会設置
	10月29日	第1回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
平成21年	12月26日	第2回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	2月 - 7月	「春日市子どもの読書に関するアンケート」(対象:5歳、3歳、0歳)実施
	2月13日	子ども読書活動推進計画作成連絡会分科会(学校グループ)開催
	2月27日	第3回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	3月18日	子ども読書活動推進計画作成連絡会分科会(地域グループ)開催
	4月24日	第4回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	5月29日	第5回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	6月19日	計画素案作成
	7月 3日	第6回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	8月 1日 - 25日	パブリック・コメント募集
	8月 7日	第7回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	8月28日	第8回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	9月18日	第9回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催 春日市長に対し計画内容についての提言書を提出
	10月 1日	「春日市子ども読書活動推進計画」発効

## 春日市子ども読書活動推進計画

発行：平成21年10月

春日市社会教育部社会教育課（図書館担当）

〒816-0831

春日市大谷6丁目24番地

TEL 092-584-4646

FAX 092-584-3900